

議員提出第 1 号

特別委員会の設置について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 6 日

提出者 久喜市議会議員

上 條 哲 弘

齊 藤 広 子

春 山 千 明

石 田 利 春

園 部 茂 雄

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

特別委員会の設置について

地方自治法第 109 条及び久喜市議会委員会条例第 6 条の規定に基づき、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）建設事業、運用による住民生活への影響及びその周辺の整備事業等、建設・運用に伴い生ずる諸問題の調査を行うため、久喜市議会に下記の特別委員会を置く。

記

- 1 名 称 圏央道対策特別委員会
- 2 定 数 8 人
- 3 付議事件 圏央道建設・運用に伴い生ずる諸問題の対策を図るため、調査・研究を行うこと
- 4 本特別委員会は、議会閉会中も審査を行うことができるものとし、付議事件の審査が終了するまで存続する。